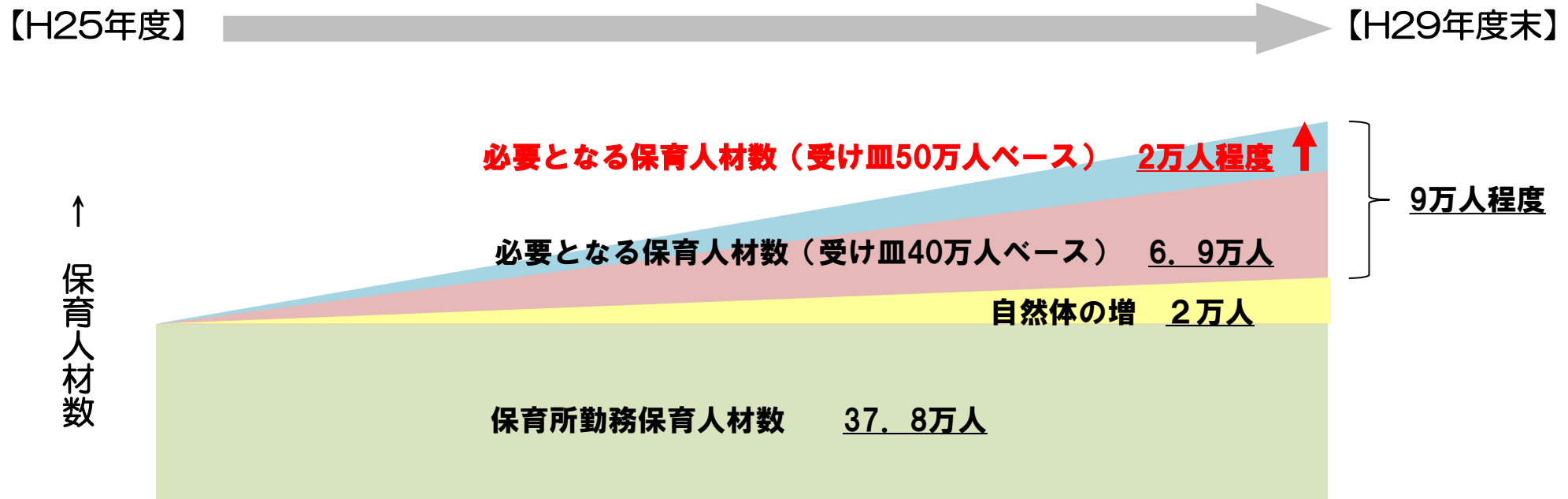


保育人材確保策

- ◆「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施に向け、その担い手である保育人材確保のための方策を図る。
- ◆平成29年度末までに国全体として新たに確保が必要となる保育人材数(約9万人)の確保を目指す。



保育士確保の取組

①保育士資格の新規取得者の確保

【平成27年度までの取組】

- ・地域限定保育士試験など、保育士試験の年2回実施等

- ・保育士修学資金貸付

- ・現在保育所等に働いている者及び幼稚園教諭免許状所有者の保育士資格取得支援

- ・養成施設に対する就職促進支援事業 など

【今後の取組】

- ・保育士試験の年2回実施を行う都道府県的大幅拡大 など

②保育士の就業継続支援

【平成27年度までの取組】

- ・処遇改善(公定価格上3%相当の処遇改善等加算の実施)

- ・保育士宿舍借り上げ支援

- ・保育体制強化事業 など

【今後の取組】

- ・改善要望の強い勤務環境改善への対応の検討

- ・保育士のキャリアアップに対応した研修体系の再構築

- ・財源確保とともに、さらなる処遇改善を実施 など

③離職者(潜在保育士)の再就職支援

【平成27年度までの取組】

- ・ハローワークや保育士・保育所支援センターによるマッチング支援 など

【今後の取組】

- ・来年度に向けた採用時期に合わせたマッチング強化

- ・未就学児をもつ潜在保育士への保育料支援による再就職促進 など

保育士等の処遇改善

○平成27年度の公務員給与改定に対応した単価のアップ（27年度補正、28年度当初）

	格付け	本俸基準額		人件費（年額）	
		平成27年度当初	平成27年度改定後	平成27年度当初	平成27年度改定後
保育士	(福)1-29	197,268円	199,920円 (+2,652円)	約363万円	約370万円 <u>(+1.9%)</u>

○平成26年度の公務員給与改定に対応した単価のアップ

	格付け	本俸基準額		人件費（年額）	
		平成26年度当初	平成26年度改定後	平成26年度当初	平成26年度改定後
保育士	(福)1-29	195,228円	197,268円 (+2,040円)	約356万円	約363万円 <u>(+2.0%)</u>

※平成26年度末に、保育所運営費の差額を平成26年4月に遡及して支弁 ⇒ 保育士等に対して一時金などで支給

○平成27年度の公定価格における処遇改善等加算

新制度施行後の公定価格において、職員の勤続年数や経験年数に応じ、3%を加算

新たな保育人材確保対策

【6. 9万人の確保】

(受け皿拡大40万人ベース)

現在の保育人材確保策 (保育士確保プラン)

○保育士資格の新規取得者の確保

- ・保育士試験の年2回実施
- ・修学資金貸付 など

○保育士の就業継続支援

- ・処遇改善
- ・保育士宿舍借り上げ支援
- ・離職防止研修 など

○離職者の再就職支援

- ・保育士・保育所支援センターやハローワークによるマッチング支援 など

+

【2万人程度の確保】

(受け皿拡大を50万人とした時の追加必要数)

保育士資格の新規取得者の確保

○修学資金貸付により保育士を目指す学生を支援

【27補正：155億円】

- ・補助率の嵩上げ(3/4→9/10)
- ・2年間貸付、保育所に5年勤務で返済免除

○人材交流等によるキャリアアップ体制の整備と学生の実習支援などを実施

【28当初：10億円】

保育士の就業継続支援

○保育士を支える保育補助者を雇用し、保育所の勤務環境を改善

→ 保育補助者の雇上費の貸付支援

【27補正：353億円・補助率：9/10】

- ・3年間雇上費用を貸付
- ・保育士資格取得等で返済免除

→ 保育補助者(短時間勤務)の雇上費を補助

【28当初：118億円・補助率：3/4】

○保育士が専門性の高い保育業務に専念できるよう、ICTの活用による業務の効率化を推進

【27補正：148億円】

○保育所等に勤務する若手保育士への巡回相談による支援

【28当初：13億円】

○人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じて保育士等の待遇改善を行う(保育士平均+1.9%)

【27補正：93億円 ※28当初にも反映(177億円)】※内閣府予算に計上

○保育所の公定価格にチーム保育推進加算を創設し、チーム保育体制の整備による保育士の負担軽減や、キャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じた全体としての保育の質の向上を図る

【28当初：43億円(子どものための教育・保育給付費の内数)】※内閣府予算に計上

職場定着を促進

多様な人材の活用

○朝夕の保育士配置要件の弾力化などによる保育士の負担軽減【規制改革】

新たな保育人材を創出

離職者の再就職支援

○就職準備金や保育料の一部の貸付けにより、離職した保育士への再就職を支援

【27補正：58億円・補助率：9/10】

- ・就職準備金を20万円貸付
- ・保育料の一部を1年間貸付
- ・保育所に2年勤務で返済免除

○保育補助者の雇用や保育所のICT化の推進などによる勤務環境の改善により、離職した保育士の就業意欲を促進

※再掲

潜在保育士の呼び戻し

平成29年度末までに必要となる9万人程度の保育人材の確保へ

保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ【平成27年12月4日】

(待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの緊急的・時限的な対応)

① 朝夕の保育士配置の要件弾力化

- 保育士最低2人配置要件について、本年度に限り特例的に弾力化し、朝夕の児童が少数である時間帯において、保育士1名に代え、保育士資格を有しない一定の者等(※1)を配置することを許容している(地方分権の提案を受けて実施)。

※1 保育士資格を有しない一定の者等については、①保育士資格を有しないが当該施設等で十分な業務経験を有する者、②子育て支援員研修を修了した者、③家庭的保育者 等

【対応前】

	7:00~8:30	8:30~17:30	17:30~20:00
保育士A	■	■	
保育士B	■	■ 16:00	
保育士C		■ 11:00	■
保育士D		■ 11:00	■

- 平成28年度以降については、省令を改正することにより、引き続き実施する。

【対応後】

	7:00~8:30	8:30~17:30	17:30~20:00
保育士A	■	■ 16:00	
保育士B		■	
保育士C		■	
保育士D		■ 11:00	■
無資格E	■		
無資格F			■

② 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用

- 保育士と近接する職種である幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を、一定範囲内(※2)で保育士に代えて活用できることとする。

※2 幼稚園教諭等と他の保育士以外の資格取得者合計数が、省令上必要な保育士数の3分の1を超えない範囲内に限る

③ 研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化

- 11時間開所8時間労働としていることなどにより、認可の際に最低基準上必要となる保育士数(例えば15名)を上回って必要となる保育士数(例えば15名に追加する3名)について、保育士資格を有しない一定の者等(※3)を活用可能とする(公定価格上は、研修代替要員等(※4)の要件を弾力化)。

※3 ①における要件に加え、保育士資格取得を促していく

※4 研修代替要員や年休代替要員、休憩保育士 等

保育士確保集中取組キャンペーン（平成28年1月～3月）

- 厚生労働省では、待機児童の解消を目指し、「待機児童解消加速化プラン」により、平成29年度末までに必要となる保育の受け皿を確保することとしているが、その確保には、保育を支える保育士の確保が必要不可欠である。
- 一方、平成26年度は14.6万人分の保育の受け皿を確保したが、平成27年度はさらに11.7万人分の保育の受け皿の拡大が見込まれており、また、平成27年11月の有効求人倍率も約2倍（最も高い都道府県では5倍以上）といった状況にあり、保育士確保が急務となっている。

来年4月の保育士確保に向け、「**保育士確保集中取組キャンペーン**」を実施し、**国や自治体を挙げて保育士の就職促進を集中的に行い、保育士確保を強力に推進する。**

掘り起こしの強化

- リーフレットを活用した保育士への呼びかけ
- 新規で保育士資格の登録をされた方への働きかけ
- 指定保育士養成施設と連携した養成施設卒業生や卒業予定者への呼びかけ強化
- 資格登録されている保育士に対する都道府県の保育士登録簿を活用した働きかけ
- 短時間正社員制度の導入など、保育所の勤務環境改善に向けた働きかけ
- 保育所OG・OBへの働きかけ
- 厚生労働省twitterなどSNSを活用した情報発信
- 保育団体と連携した保育士確保に向けたPR活動の実施



ハローワークへの就職申込や保育士・保育所支援センターへの登録

就職あっせんの強化

- 就職相談会と職場体験・再就職支援セミナー等の同時開催
- 来年4月までの保育士確保が特に急務な保育所に対し、保育士・保育所支援センターが個別に就職希望の保育士を紹介
- ハローワークの保育士マッチング強化プロジェクトによる集中的支援
 - ・年度内に充足が必要な求人提出保育所への事業所訪問等による個別フォローアップの集中的実施
 - ・就職面接会等の集中開催
 - ・保育士資格を有する求職者に対する保育求人情報の集中的提供



4月に向けた保育士の確保へ

リーフレット「保育士資格をお持ちの皆さまへ」

(表面)

保育士資格をお持ちの皆さまへ

子ども・子育て支援新制度が スタートしたこの機会に、 保育の現場で働いてみませんか？



厚生労働省では、待機児童の解消を目指し、「待機児童解消加速化プラン」によって、平成29年度末までに必要となる保育の受け皿が確保できるよう取り組んでいます。これには、保育所の確保だけでなく、保育を支える保育士の確保も必要です。

これまでの取組によって、平成26年度は約15万人分の保育の受け皿を確保しました。しかし、平成27年度はさらに約12万人分の保育の受け皿の拡大が見込まれています。また、平成27年11月の有効求人倍率も約2倍（保育士1人の求職申込に対し、求人募集が2件）、高い都道府県では5倍を超えている状況です。

皆さまに保育士として働いていただけるよう、 厚生労働省では、次のような取組を行っています。

- 民間保育所で働く保育士の給与を平均5%改善！
- 職場復帰のための研修を開催し、保育士としての復帰をサポート！
- 保育所の勤務環境を改善し、保育士が働き続けられる職場に！

具体的な取組内容は裏面で

まずは、お近くの「保育士・保育所支援センター」へ登録、 またはハローワークへの求職申込みをお願いします。

保育士・保育所支援センターやハローワークでは、保育士資格をお持ちの皆さまへの相談・支援を行っています。なんでもお気軽にご相談ください。

- ・ 保育士としての就職に向けた相談
- ・ 勤務時間や勤務場所など、希望に応じた保育所のあっせん
- ・ 就職面接会などの開催や、ご案内

保育士・保育所支援センターやハローワークなどの連絡先は、厚生労働省のホームページに掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/osirase/140131-2.html>



(裏面)

皆さまに保育士として働いていただくため、 厚生労働省では、以下の取組を行っています。

民間保育所で働く保育士の給与を平均5%改善！

- 今年4月からスタートした子ども・子育て支援新制度において、民間の**保育士の給与を平均3%改善**しています。
※平成24年の保育士給与との比較
- 加えて、平成26年度の公務員給与の見直しに合わせて、**保育士の給与が平均2%改善**しています。
※平成26年の保育士給与との比較

職場復帰のための研修を開催し、保育士としての復帰をサポート！

- 保育士・保育所支援センターでは、ブランクにより保育士として職場復帰に不安のある方を対象として、**職場復帰のための保育実技研修**などを行っています。

保育士・保育所支援センター

保育所の勤務環境を改善し、保育士が働き続けられる職場に！

- 保育士の研修機会の確保や3歳児の保育における保育士の配置を手厚くするための仕組みなど、職場環境の改善のための新たな取組を行っています。具体的には、次のような内容です。
- ・ 保育士が研修に参加しやすくするため、**保育士が研修に参加した場合の代替職員を雇う費用（雇上費用）を保育業者に支給**
※保育士1名につき2日分
- ・ 3歳児の保育において、通常であれば子ども20人につき保育士が1人以上必要となる場合、**子ども15人につき保育士1人以上配置した場合、保育所の運営費用に加算して支給**
- ・ 保育士の負担を軽減するため、**保育以外の業務（清掃や消毒、保育室の片付けなど）を行うための補助者を雇うための支援**

2 (5) 教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会 最終取りまとめについて

1. 背景

- 子ども・子育て支援新制度では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 第32条、第50条)
- 平成26年6月30日開催の第16回子ども・子育て会議において、特定教育・保育施設等の重大事故の発生・再発防止について行政の取組のあり方等を検討すべきとされた。

2. 検討会の議論

- 教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会(平成26年9月8日)を設置し、次の事項について議論
 - ①重大事故の情報の集約のあり方
 - ②集約した情報の分析、フィードバック、公表のあり方
 - ③事故の発生・再発防止のための支援、指導監督のあり方

3. 中間取りまとめ(平成26年11月28日)

○重大事故の集約範囲・方法・公表のあり方について取りまとめ

- ・報告対象施設・事業者：特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業(子どもを預かる事業に限る)、認可を受けていない保育施設・事業
- ・報告の対象となる重大事故の範囲：死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故
- ・報告内容及び報告期限：報告様式を定め、報告期限の目安(第1報は事故発生当日等)を設定
- ・報告のルート：特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の施設・事業者 → 市町村 → 都道府県 → 国
認可を受けていない保育施設・事業者 → 都道府県 → 国
※「特定教育・保育施設等における事故の報告について(平成27年2月16日)」により通知
- ・公表のあり方：国において事故報告をデータベース化し、内閣府HPで公表(個人情報を除く) ※平成27年6月より四半期ごとに内閣府HPで公表

4. 最終取りまとめ(案)(平成27年12月21日)

○重大事故の発生防止のための今後の取組みについて取りまとめ

- ・事故の発生防止(予防)のためのガイドラインの作成 → 施設・事業者、自治体向けにそれぞれ対応したものを作成
- ・事故発生時の対応マニュアルの作成 → 検討会では骨子を示し、具体的なガイドライン等は現在行っている調査研究事業で作成
- ・事故の再発防止のための事後的な検証：地方自治体…死亡事故、必要と判断した場合の死亡事故以外の重大事故の検証
国…有識者会議を設置し、地方自治体の検証報告等を踏まえ、再発防止策を検討
- ・事故の発生・再発防止のための指導監督のあり方：重大事故が発生した場合等に事前通告なく指導監査を実施できる旨を明確にするとともに、日常的な指導が適切になされるよう地方自治体へ通知

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会最終取りまとめ概要 (平成27年12月21日)

重大事故の発生防止のための今後の取組みとして、以下のとおり取りまとめ

1. 事故の発生防止(予防)のためのガイドライン、事故発生時の対応マニュアルの作成

- 本検討会において検討された、特定教育・保育施設等における重大事故の発生防止及び事故発生時の対応に関するガイドライン等に盛り込むべき内容(骨子)を踏まえ、具体的なガイドライン、マニュアルは、別途調査研究事業において作成する
- 各施設・事業者や地方自治体は、このガイドライン、マニュアルを参考に、各々の実態に応じて事故発生防止等に取り組む

2. 事故の再発防止のための事後的な検証

○ 地方自治体における検証

教育・保育施設等における子どもの死亡事故等について、事実の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するために実施 *検証にあたっては、プライバシー保護及び事故に遭った子どもや保護者の意向に配慮する

<検証の実施主体>

- ・特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業 → 市町村(都道府県は市町村の検証を支援)
- ・認可を受けていない保育施設・事業 → 都道府県(指定都市、中核市を含む)

<検証の対象範囲>

地方自治体・・・死亡事故、死亡事故以外の重大事故(検証を必要と判断した事例 例:意識不明等)
(施設・事業者は、上記以外の事故、ヒヤリハット事例について適宜検証を実施する)

○ 国における再発防止策の取組

- 有識者会議を設置し、地方自治体の検証報告等を踏まえた再発防止策を検討・提言
- ・事故報告に基づく集計・傾向分析
- ・再発防止に係る提言 等を実施

3. 事故の発生・再発防止のための指導監督のあり方

○ 重大事故の発生・再発防止の観点からの指導監督の効果的な運用が必要

- ・重大事故が発生した場合等、事前通告なく指導監査を実施すること等を通知等で明確化
- ・事故の発生・再発防止に対する日常的な指導の充実

※今後の施設・事業者や地方自治体の運用状況等を踏まえ、事故の発生防止等の取組みについて引き続き見直していく